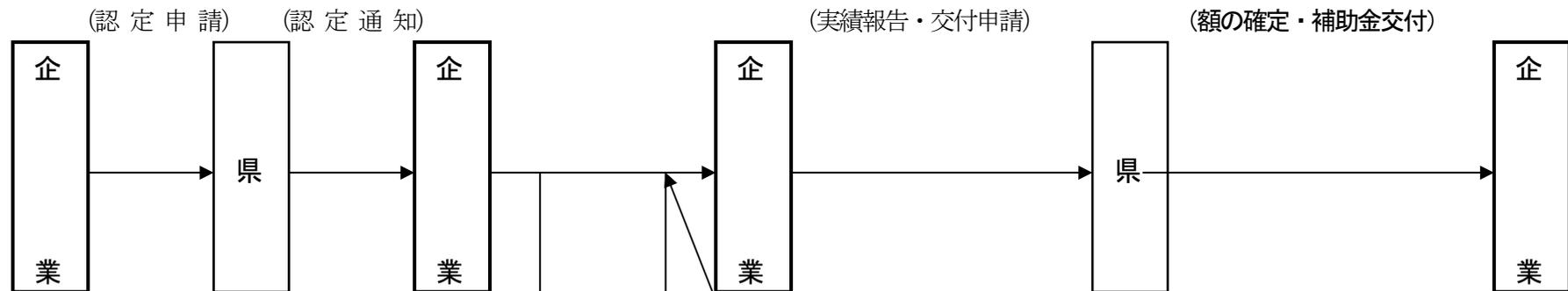


鳥取県産業成長事業環境整備補助金の交付手続フロー

(産業成長事業認定を受けている事業であること)

補助対象事業の認定手続 (要綱第5条第3項)

交付手続 (要綱第8条、第9条)



〔認定申請：事業計画が明らかになったとき〕
(産業成長事業認定と同時期)

〔交付申請：企業立地事業交付申請と同時期(投資完了後3年以内)〕

〔認定辞退届〕 (要綱第6条)

・ 建設計画の中・廃止、補助要件を満たさなくなったとき

〔認定変更申請〕 (要綱第7条)

・ 投資額の2割を超える増減

・ 産業成長事業における新增設完了、雇用要件達成
・ 環境整備補助要綱の別表の2欄に掲げる要件を満たす